

東毛漁業協同組合遊漁規則

(共第3号及び共第8号第五種共同漁業権)

(目的)

第一条 この規則は、東毛漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第3号及び共第8号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（アユ、マス（ヤマメ、イワナを含む。以下同じ。）コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、ウナギ、ドジョウ及びナマズをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関する必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生・中学生が行う遊漁についてはこの限りではない。

2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭又は組合が指定するオンラインシステムで、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又は組合が指定するオンラインシステムにより申請しなければならない。但し、第七条2項の高校生の場合、学生証の写しを提出のこと。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員もしくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十一の条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第七条第1項あるいは同条第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行われなければならない。

魚種	期間
アユ	組合が定める日時から12月31日まで
ヤマメ サクラマス	3月1日から9月20日まで

イワナ	3月1日から9月20日まで
マス (ヤマメ、サクラマス、 イワナを除く。以下同 じ。) コイ フナ ウダイ オイカワ ウナギ ドジョウ ナマズ	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具・漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手 釣	1人につき1本
竿 釣	1人につき2本以下 疑似おとりの使用のとも釣りの場合、ハリスの長さは 疑似おとりの後端から20cm以下
投 網	1人1統
置 針	1人につき20本以下
や す	1人につき1本

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法は、イ欄の魚種をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁してはならない。

ア 漁具・漁法	イ 魚 種	ウ 区 域	エ 期 間
リール竿	アユ	東毛漁協が管理する漁場全域	1月1日から 12月31日まで
ぐ い	全魚種	東毛漁協が管理する漁場全域	1月1日から 12月31日まで

ころがし	全魚種	五料橋から上流の東毛漁協が 管理する利根川	6月1日から 組合が定めた日まで
投 網	全魚種	華蔵寺橋から上流の東毛漁協が 管理する粕川 競運橋から竜宮橋までの間及び 中島端から下流の広瀬川	1月1日から 12月31日まで

3 第2項の組合が定める日時は、組合の掲示板に掲載するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(全長の制限)

第五条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
ヤマメ	
サクラマス	15センチメートル
イワナ	
マス	
コイ	10センチメートル
フナ	5センチメートル
ウグイ	8センチメートル

(尾数の制限)

第六条 次の表の左欄に掲げる魚種は、1人1日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚種	尾数
ヤマメ	20尾
サクラマス	
イワナ	(左欄の魚種を合算したもの)

(遊漁料の額及び納付方法)

第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁承認証取扱所（以下「遊漁証取扱所」という。）又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときは次の表のとおりとし、

第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種（徒手採捕・手釣・竿釣・置針・やす）1,500円、同じく全魚種（投網も含む）2,000円、アユを除く魚種の場合は1,000円を加算した額とする。なお、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
全魚種	徒手採捕・手釣・竿釣	1日	1,500円
	置針・やす	1年	6,000円
	同上 投網	1日	2,000円
		1年	8,000円
アユを除く魚種	徒手採捕・手釣・竿釣 やす	1日	1,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
高校生	全魚種	徒手採捕・手釣 竿釣・置き針 やす	1年	3,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

3 遊漁料は、別表に掲げる遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は、第二条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁証」という。オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所および顔写真

(ただし、期間を1年とする遊漁証に限る)

(2) 承認期間

(3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類

(4) 発行者名

(5) その他参考となるべき事項

2 遊漁証の交付は、別表の遊漁証取扱所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムにより発行された遊漁証を使用する場合は、遊漁開始前に遊漁料を納付し、遊漁中はオンラインシステムを通じて遊漁者の位置情報等が組合に提供されている状態で携帯しなければならない。ただし、電波が届かない等のやむを得ない場合又は漁場監視員の要求があった場合は、オンラインシステムで遊漁料を納付した情報が分かる印刷物又はオンラインシステムの画面等を提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関する必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名および顔写真

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第十一條 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附則)

1 この規則は令和7年3月1日から施行する。

○令和7年2月18日群馬県知事認可 群馬県指令蚕特第201-2号

別 表

遊漁証取扱所

NO	名 称	所 在	電話番号	備考
1	組合事務所	伊勢崎市曲輪町21番5号	0270(26)1143	
2	池田屋釣具店	伊勢崎市三光町14-5	0270(25)2418	
3	つり俱楽部	伊勢崎市連取町1166	0270(21)3533	
4	上州屋伊勢崎店	伊勢崎市田中島町2-1	0270(21)3308	
5	上州屋前橋店	前橋市三俣町1丁目43-10	027(221)9731	
6	上州屋太田店	太田市矢島町622-1	0276(45)4130	
7	つり具のおつか	伊勢崎市連取町3093-45	0270(40)5871	
8	今井釣具店	太田市世良田町1010	0276(52)1078	
9	サンビーム高崎店	高崎市飯塚町206-6	027(364)3332	
10	釣りキング	邑楽郡千代田町赤岩204-7	0276(86)2756	
11	セブンイレブン大泉南原店	邑楽郡大泉町吉田1014-17	0276(62)5050	
12	セブンイレブン境下武士店	伊勢崎市境下武士337番地	0270(74)1880	日

※日：日釣り券のみ取扱

組合が指定するオンラインシステム

NO	名 称	所 在	電話番号	備考
1	F i s h P A S S	株式会社フィッシュパス 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16	0776(67)7335	